(ii)　零細企業及び小企業に焦点を当てつつ、所得を創造し、雇用機会を創出し、労働者の技能を向上させ、技術を活用し、及び持続的な発展を達成するため、民間部門の能力を向上させる活動を支援すること。

(iii)　開発過程に資する革新的な事業及び企業の様式又はネットワークを発達させ、公的部門と民間部門とを協力させ、並びに企業の経済活動についての社会的責任を有する取組方法を促進すること。

(iv)　第二次ＭＩＦの自発的活動から得られる知識及び教訓を共有すること。

(b)　第二次ＭＩＦの目的を達成するため、小企業投資基金（以下「ＳＥＩＦ」という。）を第二次ＭＩＦ内部の基金として維持するものとし、その財源は、保管、使用、債務負担、投資及び会計処理に当たり、いかなるときにも、また、いかなる点においても、第二次ＭＩＦの他の財源とは別個のものとする。ＳＥＩＦの財源は、零細企業若しくは小企業に対する役務を開発し、若しくは拡大し、又は零細企業若しくは小企業に貸付け若しくは投資を行っている民間部門の団体に対し、直接に又は仲介機関を通じて、貸付け、保証若しくは株式投資若しくはこれに準ずる投資又はこれらの組合せを行うことに使用することができる。拠出国委員会は、返済の見通しについて妥当な考慮を払いつつ、このような貸付け、保証及び投資の基本的な条件を決定する。ＳＥＩＦの業務により銀行が受領した配当金、利子収入その他の額は、第二次ＭＩＦの勘定に預託する。

第三項　第二次ＭＩＦの業務に関する原則

(a)　第二次ＭＩＦからの資金供与は、米州開発銀行を設立する協定（以下「憲章」という。）第三条、第四条及び第六条に規定する規則並びに適当な場合には第二次ＭＩＦの業務に適用される銀行の政策並びにＩＩＣの規則及び政策に適合するこの協定に定める条件に従って行う。銀行及びＣＤＢのすべての域内開発途上加盟国は、銀行からの資金供与の受益国となる資格を有する場合には、第二次ＭＩＦからの資金供与の受益国となる資格を有する。

(b)　第二次ＭＩＦは、業務に係る経費を実施機関と分担し、適当な見返資金を奨励し、及び民間部門の活動を阻害しないという原則を遵守する慣行を維持する。

(c)　拠出国委員会は、無償資金の供与の決定に当たり、貧困の減少に対する個別の加盟国の誓約、経済改革の社会的費用、受益予定者の資金需要及び個別の加盟国における貧困の相対的な水準について特別の注意を払う。

(d)　ＣＤＢの加盟国であって銀行の加盟国でないものの領域内での資金供与については、ＣＤＢと協議及び合意の上又はＣＤＢを通じ、この項の原則に適合する拠出国委員会が決定する条件の下で行う。

(e)　第二次ＭＩＦの財源は、これを使用することができる日前に負担することとなった事業費用を賄い、又は支払うために使用してはならない。

(f)　無償資金の供与は、適当な場合には、支出された資金の回収もあり得べきものとして行うことができる。

(g)　第二次ＭＩＦは、銀行の域内開発途上加盟国が反対する場合には、その領域内における事業に対する資金供与に使用されてはならない。

(h)　第二次ＭＩＦは、特定の目標を持ち、及び測定可能な結果を伴う形で業務を行う。第二次ＭＩＦの業務がもたらす開発への影響は、第一条に定める第二次ＭＩＦの目的及び任務を考慮した方式に基づき、かつ、最良の慣行に従って、次の観点から評価する。

(i)　事業計画の結果を測る指標、支出の速度、革新の程度、事業から得られた教訓を普及する能力及び事業の実施における実績

(ii)　事業計画を個別に又は事業計画群ごとに及び事後に評価する枠組み

(iii)　結果の公表

(i)　第二次ＭＩＦの業務は、事前の危険性の評価並びに実施機関の強化に特に重点を置きつつ、効率性及び開発への影響を最大のものとするために計画され、及び実施される。拠出国委員会は、事業計画の準備及び実施のために現地機関と連携することを承認することができる。

第四条　拠出国委員会

第一項　構成

拠出国は、拠出国委員会の会合に参加し、その会合における代表者を任命することができる。

第二項　責任

拠出国委員会は、第二次ＭＩＦの業務に関するすべての提案の最終的承認について責任を有するものとし、第一条第二項に定める第二次ＭＩＦの任務に基づいて、開発上の高い利益、効率性、革新及び影響力を有する業務を通じて、第二次ＭＩＦの比較優位を最大にするよう努める。拠出国委員会は、第二次ＭＩＦの任務に係る業務を検討するものとし、それ以外の業務について検討することを拒否し、又は当該業務を終了させる。

第三項　会合

拠出国委員会は、第二次ＭＩＦの業務の必要に応じ、銀行の主たる事務所で会合する。銀行の書記（拠出国委員会の書記を務めるものとする。）又はいずれの拠出国も、会合を招集することができる。拠出国委員会は、必要に応じ、その組織並びに運営及び手続に関する規則を決定する。拠出国委員会のいかなる会合においても、拠出国の総投票権数の五分の四以上を代表する過半数の代表者が出席していなければならない。拠出予定国は、オブザーバーとして拠出国委員会の会合に出席することができる。

第四項　投票

(a)　拠出国委員会は、コンセンサス方式により決定を行うよう努める。合理的な努力を払ったにもかかわらずコンセンサス方式により決定を行うことができない場合には、拠出国委員会は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、総投票権数の四分の三以上の多数による議決で決定を行う。

(b)　各拠出国の投票権数は、各拠出国の比例票数と基本票数との合計とする。各拠出国は、第二条第二項及び第一次ＭＩＦ設定協定第二条第二項の規定に基づき、現金、約束手形若しくは類似の証券により拠出した十万合衆国ドルごと又は自由に交換可能な通貨の十万合衆国ドル相当額ごとに一の比例票を有する。各拠出国は、すべての拠出国の比例票数の合計票数の二十五パーセントに相当する票数をすべての拠出国の間に均等に分配して算出される票数の基本票を有する。

第五項　報告及び評価

第二次ＭＩＦ管理協定第五条第二項(a)の規定に従って提出される年次報告書は、拠出国委員会が承認した時に銀行の理事会に送付する。この協定の効力発生の日から一年を経過した後はいつでも、その後は少なくとも五年ごとに、拠出国委員会は、この協定の目的及び任務に照らして第二次ＭＩＦの活動の結果を検討するため、第二次ＭＩＦの財源を用いて、銀行の評価監査事務局による独立した評価を要請する。この評価には、関連性、実効性、効率性、革新、持続性、補完性等の側面に関する基準及び指標並びに拠出国委員会が承認した勧告の実施に係る進捗状況に基づき、事業計画群の結果の評価を引き続き含む。拠出国は、銀行の総務会の次回の年次会合までに、このような独立した評価について協議するために会合する。

第五条　この協定の有効期間

第一項　効力発生

この協定は、二千七年十二月三十一日以前であって、付表Ａに掲げる第二次ＭＩＦの総額の少なくとも六十パーセントを代表する拠出予定国が拠出証書を寄託した日に効力を生ずる。それによって、第一次ＭＩＦ設定協定は終了するものとし、第一次ＭＩＦのすべての資産及び債務は、第二次ＭＩＦに引き継がれる。

第二項　この協定の有効期間

この協定は、二千十五年十二月三十一日まで効力を有するものとし、その有効期間を一回限り最長五年間更新することができる。拠出国委員会は、当初の有効期間の終了に先立ち、その期間を更新して、基金の業務を延長することの適否につき銀行と協議する。その際、拠出国委員会は、拠出国の少なくとも三分の二の多数であって総投票権数の四分の三以上を代表するものによる議決により、この協定を合意された更新期間につき延長することができる。